

新潟県ラグビーフットボール協会理事会の運営に関する規程

1. 適用

本規程は、新潟県ラグビーフットボール協会規約(以降、「県協会規約」)第 17 条及び第 18 条に基づく理事会の運営に適用する。

2. 理事会名簿の作成・保管

理事会は、理事名簿を作成し保管しなければならない。理事が変更になった場合、速やかに名簿を更新し最新のものを保管しなければならない。

3. 理事会の開催について

県協会規約第 18 条に基づく月 1 回の定期理事会の開催は、原則 2 週間前に招集案内を发出する。

臨時会などの緊急の場合は、上記に限らず招集することができる。

4. 議事運営

①議事を進行する座長は、理事の中から互選で選出する。

②総務委員会は、別添議事録様式にて会議議事録を作成し、速やかに協会ホームページに掲載し公表しなければならない。

5. 理事会における議題の提示

①会長、副会長、理事長、副理事長及び理事は、理事会における議題の提示を行うことができる。

②理事は、各委員会からの意見についてとりまとめ、理事会にて議題の提示を行うことができる。

③提示する議題は、原則書面にて行うものとし、別添議題提示様式を理事会に提出し審議することができる。

令和4年6月4日施行

件名	
日時	令和 年 月 日 () : ~ :
場所	
出席者	
資料	
議事要旨 決定事項	
内 容	
以 上	

担当委員会名	議題	内容	議題に対する 担当委員会の 対応方針	理事会の審議結果